

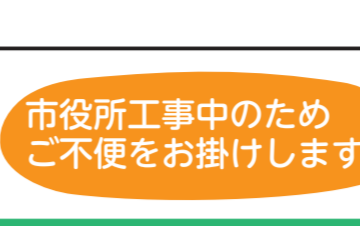
税の申告はお早めに

申告期限は3月16日(月)



市・都民税の申告は市役所市民税課へ

市市民税課 ☎481-7193-7

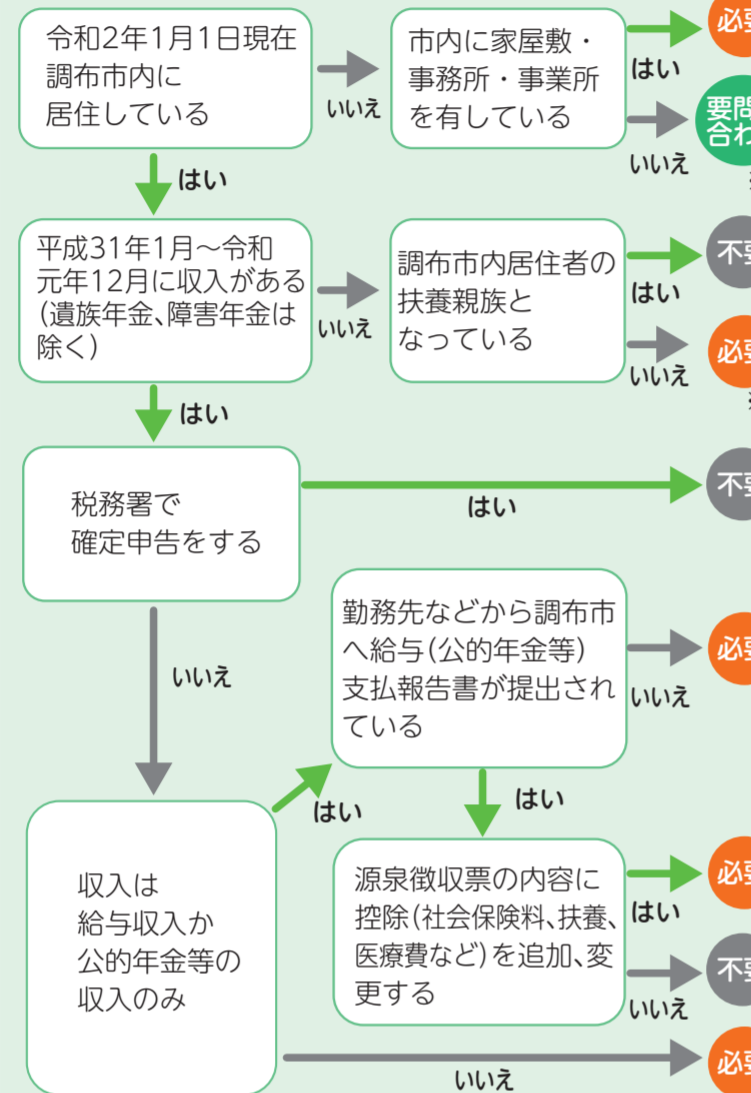


市役所工事中のため
ご不便をお掛けします。

市役所1階のエレベーターは利用できません。1・2階間の移動は、市役所正面出入口横の外部エレベーターをご利用ください。また、2階から8階までの移動はエレベーター1台のみの稼働となります。駐車場を利用できる台数が少ないため、公共交通機関でのご来庁にご協力をお願いします。1階の入り口が変更になります(詳細は3面を参照)

1 市・都民税申告が必要かチェック

この表は一般的な例です。当てはまらない場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。



- ※1 令和2年1月1日現在、居住している市区町村に問い合わせ
※2 申告をしない場合でも、被扶養者として非課税証明書を発行できますが、合計所得金額欄には何も記載されません。証明書に合計所得が0円である記載が必要な方は、所得がなかった旨の申告が必要
※3 遺族年金・障害年金のみを受給して、以前にその内容を申告した方は、申告は不要
※4 上場株式等の配当所得、譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、その旨を記載した市・都民税申告書(専用紙の申告書は市議から印刷可)を当該年度の納税通知書が送達される日までに市へ提出

収入が公的年金のみの方は追加する所得控除の確認を

年金収入が400万円以下の方で所得税の確定申告が不要な場合でも、市・都民税申告で所得控除(社会保険料控除や医療費控除など)を追加することにより税額が変更になる場合があります。年金支払者(日本年金機構など)から送られてくる「公的年金等の源泉徴収票」の内容をもとに、追加する所得控除がないかご確認ください。なお、所得税の確定申告をする場合は、市・都民税の申告は不要です。

※年金支払者により様式が異なります

2 申告に必要なもの

[共通] ●申告書(図2月10日(月)に発送する申告書が届いた方) ●印鑑 ●マイナンバーカード、または通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの本人確認書類

Table for '前年中に収入がある方' (Income in the previous year) with columns for '収入の種類' (Type of income) and '必要なもの' (Required items).

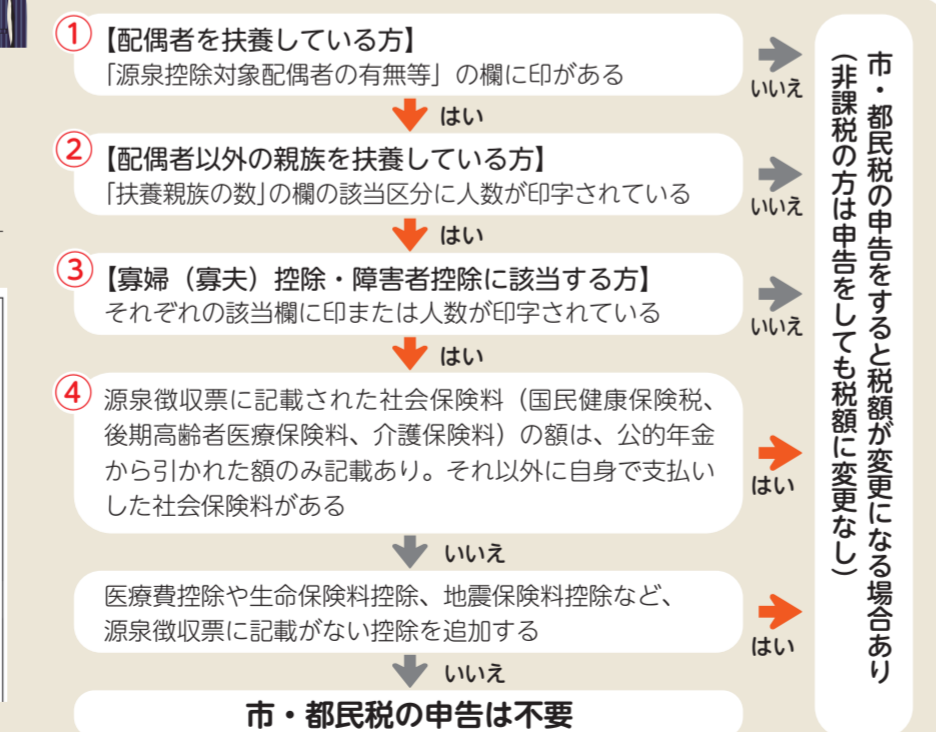
Table for '各種控除を受ける方' (Those receiving various deductions) with columns for '控除の種類' (Type of deduction) and '必要なもの' (Required items).

ホームページから自分で市・都民税の申告書を作成できます

市議から所得や控除額などを入力することで、市・都民税の税額やふるさと納税限度額を試算できます。源泉徴収票や所得控除証明書の内容を入力することで申告書を作成でき、入力に使用した資料や本人確認書類の写しを添付して郵送で提出できます。詳細は市議参照(右記2次元コードからアクセス可)

申告書作成時の注意点

- 同居特別障害者の控除を申告する方、同居老親等扶養親族の控除を申告する方
●寡婦(寡夫)控除を申告する方
●同居特別障害者: 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者であり、申告者やその配偶者もしくは申告者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常とする方
●同居老親等扶養親族: 老人扶養親族のうち、申告者やその配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)であり、申告者かその配偶者と同居を常としている方
●寡婦(寡夫)控除を申告する方
申告書の「申告者本人欄」の「2 寡婦(寡夫)控除」欄を漏れなく記入
※「死別」「離別」などにより、適用される控除額が変わる場合あり



市・都民税の申告は不要

3 申告の方法

Table for '窓口で申告' (In-person declaration) showing dates and times for the City Tax Office, City Office, and various community centers.

②お預かりボックスに投函
作成済みの市・都民税申告書はお預かりボックス(市役所2階 市民ロビー)に投函することで、並ばずに提出できます※市・都民税申告書の受付書の発行は不可

③郵送で提出
・送付先: 〒182-8511 市役所市民税課市民税係
・申告書に必要事項を記入し、押印の上、所得や控除を証明できる書類を添付
・不明点を確認する場合があるため、日中連絡のとれる電話番号を必ず記入
・申告書受付書の返送を希望する場合は、返信用封筒(宛先を記載し切手を貼付)を同封
・添付書類は原則返却不可。原本が必要な場合は写しを送付

窓口は混雑するので郵送での提出がおすすめ

所得税の確定申告は税務署へ

武蔵府中税務署 ☎042-362-4711
武蔵府中税務署(府中市本町4-2) 交通/京王線・JR南武線分倍河原駅下車徒歩5分またはJR南武線・武蔵府中本町駅下車徒歩9分※確定申告期間中は車の来署不可(体の不自由な方の専用駐車場はあり)

確定申告書は自分で作成してお早めに

期間 所得税・復興特別所得税/2月17日(月)~3月16日(月)
贈与税/3月16日(月)まで
消費税・地方消費税/3月31日(火)まで
※土・日曜日、祝日を除く。2月24日(休)、3月1日(日)は、休日窓口実施(確定申告書の配布、申告相談、確定申告書の收受のみ)。申告書作成会場は2月17日(月)から開設。還付申告は2月14日(金)以前でも申告書の提出可
時間 受付/午前8時30分~午後4時 相談/午前9時~午後5時

医療費控除には領収書の提出が必要ですか?

領収書の提出は不要です。その代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要あり(税務署からの求めにより提示または提出の必要あり)
※平成29年~令和元年分の確定申告は、医療費の領収書の添付または提示によることも可

作成済みの確定申告書を市役所で預かります

市民ロビー(市役所2階)、菊野台地域福祉センター、深大寺地域福祉センターで預かります(日程・時間は上段「窓口で申告」の表で要確認)。控えには市役所の預かり印を押印してお渡します。3月17日(火)以降は、直接武蔵府中税務署へ提出してください。

お預かりボックスの活用

税務署の收受印を押した控えが必要な方は、申告書の控えと返信用封筒(宛先を記載・所要額の切手を貼付)を同封してください。

税理士記念日の無料相談会
2月21日(金)午前9時~午後3時
多摩信用金庫市内各支店、西武信用金庫岸崎駅前支店、東京三協信用金庫調布支店
関所得・贈与・相続税の相談 関各店申し込み順5人 関申し込み方法などの詳細は問い合わせ先へ 関東京税理士会武蔵府中支部 ☎488-5550

寄附 市・都民税(住民税)の寄附金税額控除

平成31年1月1日~令和元年12月31日
に行った寄附(ふるさと納税など)

所得税の確定申告をする方手続き

3月16日(月)までに確定申告書に領収書などを添えて武蔵府中税務署で申告してください。
※確定申告書には所得税の寄附金控除に関する項目に加えて、申告書A・B第二表「住民税に関する事項」の寄附金税額控除欄に寄附金額を記載(右図参照)。詳細は市議参照
確定申告の住民税・事業税に該当する事項
寄附金税額控除と併せて配当割・株式等譲渡所得割控除などが該当する方は必ず記載してください(右図参照)。

所得税の確定申告をしない方手続き

令和2年1月1日現在、居住している市区町村で市・都民税(住民税)の申告をしてください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

ワンストップ特例制度は確定申告や市・都民税申告をしなくても寄附金税額控除を受けることができる制度です(ふるさと納税の寄附先団体数が5団体以内の場合)。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の活用

確定申告期間中、税務署は大変混雑しますので、確定申告書の作成はパソコン(国税庁)の利用をお勧めします。なお、税務署に行く場合にも、申告書の作成は主にパソコンを利用して行います。
※昨年パソコンで申告書を作成・提出した方は、利用者識別番号の分かるもの(「利用者識別番号の通知書」や「令和元年度確定申告のお知らせ」がきなど)を持参
※申告書は郵送または税務署の時間外文書收受箱への投函で提出可。税務署の收受印を押印した控えが必要な方は、申告書の控えと返信用封筒(宛先を記載し切手を貼付)を同封

市役所の申告受付会場に所得税の確定申告書記載コーナーはありません

市では、確定申告の相談や記入方法の案内、確認などは行っていません。武蔵府中税務署へ相談ください。

提出の際に添付書類をお忘れなく

添付書類は、事前に添付書類台紙に貼付して(申告書の裏側には貼付しない)持参してください。医療費控除を申請する方は、明細書を作成して持参してください。

市役所・神代出張所でも確定申告用紙などを配布

配布する用紙: 確定申告書A・B(第一表・第二表)、確定申告書第三表(分離課税用)・第四表(損失申告用)、添付書類台紙、医療費の明細書、所得の内訳書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書、青色申告決算書、収支内訳書、納付書(申告所得税)、口座振替依頼書 ※用紙数に限りあり。国税庁から印刷可。用紙の有無は事前に市民税課 ☎481-7193-7 または神代出張所 ☎481-7600へ要確認